

○臨時適性検査、診断書提出命令、運転適性検査及び安全運転相談に関する訓令

平成29年2月22日  
本部訓令第10号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、臨時適性検査、診断書提出命令、運転適性検査及び安全運転相談について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。
- (2) 令 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。
- (3) 府令 道路交通法施行規則（昭和35年總理府令第60号）をいう。
- (4) 自動車等 自動車及び一般原動機付自転車（法第18条第1項に規定する一般原動機付自転車をいう。）をいう。
- (5) 臨時適性検査 法第102条第1項から第5項まで及び第107条の4第1項の規程による臨時の適性検査をいう。
- (6) 診断書提出命令 法第90条第8項、第102条第1項から第4項まで又は第103条第6項の規定により、医師の診断書を提出すべき旨を命じることをいう。
- (7) 運転適性検査 運転診断を目的として行う検査であつて、法の規定による適性検査（臨時適性検査を含む。）に該当しないものをいう。
- (8) 安全運転相談 病気、身体の障害等を有する者、高齢者その他の者の運転免許の取得及び継続、運転免許証の返納等に関する相談をいう。
- (9) 主管課 交通部運転免許課をいう。
- (10) 主管課長 交通部運転免許課長をいう。
- (11) 警察署等 警察署、交通部交通機動隊、同部高速道路交通警察隊及び交通事件を取り扱う警察本部の所属をいう。
- (12) 警察署長等 警察署等の長をいう。

第2章 臨時適性検査

(警察職員による臨時適性検査)

第3条 臨時適性検査（法第102条第5項の規定によるものに限る。）は、主管課長が指名する職員に実施させるものとする。

(実施場所)

第4条 前条の検査は、第13条に定める山口県運転適性検査所において実施するものとする。ただし、特に必要と認める場合は、山口県運転適性検査所以外の場所において実施することができる。

(調査)

第5条 法第102条第1項から第5項まで又は法第107条の4第1項の規定に

より臨時適性検査を実施しようとする場合は、主管課長において、必要な調査を行うこととする。

(報告)

第6条 警察署長等は、臨時適性検査の対象となり得る者を発見したときは、速やかに主管課長を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に書面により報告するものとする。

2 主管課長は、前項の場合において、その者の住所地が他の都道府県警察の管轄区域内にあるときは、前項の規定による報告の内容について、書面により当該他の都道府県警察に通報する手続を行うものとする。

(臨時適性検査の通知)

第7条 臨時適性検査を行うことの通知は、臨時適性検査の日時、場所及び検査を行う理由等を明らかにした書面により行うものとする。

(住所地の変更の通知)

第8条 主管課長は、臨時適性検査を受けるべき者が、その住所を他の都道府県警察の管轄区域に変更したことを認知したときは、当該他の都道府県警察に通知する手続を行うものとする。

(診断書提出命令との関係)

第9条 法102条第1項から第4項までの規定による臨時適性検査又は診断書提出命令の対象となる者に対して、いずれの措置を執るかの判断に当たっては、対象となる者の置かれた医療に関する状況その他諸般の事象を考慮するものとする。

第3章 診断書提出命令等

(診断書提出命令)

第10条 診断書提出命令は、診断書の提出期限、提出先、提出命令の理由等を明らかにした書面により行うものとする。

(適性検査受検命令)

第11条 法第90条第8項及び第103条第6項の規定による適性検査の受検命令は、検査の日時、場所及び受検命令の理由を明らかにした書面により行うものとする。

(命令の選択)

第12条 法第90条第8項及び第103条第6項の規定による診断書提出命令又は適性検査受検命令の対象となる者に対して、いずれの命令を行うかの判断に当たっては、対象となる者の置かれた医療に関する状況その他諸般の事情を考慮するものとする。

第4章 運転適性検査

(適性検査所の設置)

第13条 運転適性検査に関する事務等を処理するため、主管課に山口県運転適性検査所を置く。

2 山口県運転適性検査所の庶務は、主管課において行う。

(運転適性検査の種別)

第14条 運転適性検査の種別は、心理的（性格的）適性検査及び運転技能診断検査とする。

2 心理的（性格的）適性検査は、次に掲げる検査を行うものとする。

(1) 用紙による運転心理適性精密検査

(2) 運転適性検査装置による運転性向検査

3 運転技能診断検査は、運転シミュレーターによる運転技能診断検査を行うものとする。

(運転適性検査の実施者)

第15条 本部長は、主管課長が指名する職員に、運転適性検査を実施させるものとする。

(運転適性検査後の措置)

第16条 運転適性検査を実施した職員は、運転適性検査を受けた者に対し、書面により検査結果を示すとともに、自動車等の安全運転に関する指導を行うものとする。

## 第5章 安全運転相談

(安全運転相談窓口の設置)

第17条 主管課に、安全運転相談に応ずるための安全運転相談窓口を置き、主管課の職員が対応するものとする。

(警察署における対応)

第18条 安全運転相談は、警察署及び幹部交番においても行うことができる。

2 警察署及び幹部交番において安全運転相談に応ずる職員は、主管課の指示を受けて対応するものとする。

(安全運転相談の対象者)

第19条 安全運転相談は、次に掲げる者（以下「相談対象者」という。）を対象とする。

(1) 運転免許を受けようとする者

(2) 運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新を受けようとする者

(3) 運転免許を現に受けている者

2 安全運転相談は、本人又はその親族若しくは本人から依頼を受けた者からの申出に応じて行うものとする。

(診断書の提出)

第20条 安全運転相談のうち病気、身体の障害等を有する者の運転免許の取得及び継続に関する相談については、原則として相談対象者の主治医が作成した診断書を提出させて行うものとする。

(結果の報告)

第21条 安全運転相談を実施した職員は、その状況を記載した書面に、提出を受けた診断書を添えて、主管課長に報告するものとする。

2 主管課長は、前項の規定に基づき相談対象者に係る運転免許の取得又は継続の可否を判断し、必要な措置を講ずるものとする。

(安全運転相談終了書)

第22条 本部長は、安全運転相談を終了した時点で相談対象者に係る運転免許の取得又は継続が可能であると認められたときは、相談対象者に対し、安全運転相談終了書を交付するものとする。

(書類の管理)

第23条 安全運転相談に関する資料等については、主管課において5年間保存す

るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年3月12日から施行する。  
(運転適性検査の実施に関する訓令の廃止)
- 2 運転適性検査の実施に関する訓令（昭和45年山口県警察本部訓令第14号）は、廃止する。

附 則 (令和元年12月9日本部訓令第9号)

この訓令は、令和2年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月13日本部訓令第22号)

この訓令は、令和4年5月13日から施行する。

附 則 (令和5年3月3日本部訓令第7号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理等に関する訓令第11条による改正附則)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月19日本部訓令第19号道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令3条による改正附則)

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月13日本部訓令第15号)

この訓令は、令和7年3月24日から施行する。